

# 半田市民間保育所等運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（以下「法」という。）第35条第4項の規定により設置された民間保育所及び認定こども園（以下「民間保育所等」という。）の運営の安定及び改善を図るため、民間保育所等がこの要綱に規定する事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する補助金に関して必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象、補助額及び使途)

第2条 補助金の交付の対象、補助額及び使途は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、半田市民間保育所運営費補助金交付申請書（様式第1）を別に定める日までに市長に提出しなければならない。ただし、別表に規定する運営費（新規事業及び既存事業の変更に限る。）及び整備費については、前年の6月までに事前の協議を必要とする。

(交付決定)

第4条 市長は、前条の交付申請書を受領後、その内容について審査した結果、相当と認めるときは、補助金の交付決定をするものとする。この場合において、市長は補助金の交付目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付することができる。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条の交付決定をしたときは、速やかに半田市民間保育所運営費補助金交付決定通知書（様式第2）によりその旨を交付申請した者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 前条の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から30日以内に申請の取下げをすることができる。この場合においては、当該補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(変更交付申請)

第7条 補助事業者が補助事業の内容を変更しようとするときは、半田市民間保育所運営費補助金変更交付申請書（様式第3）を市長に提出して承認を受けなければならない。

(変更交付決定)

第8条 市長は、前条の変更交付申請書を受理後、その内容について審査した結果、適当と認めるときは、補助金の変更交付決定をするものとする。この場合において、市長は補助金の交付目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付することができる。

(変更交付決定の通知)

第9条 市長は、前条の変更交付決定をしたときは、速やかに半田市民間保育所運営費補助金変更交付決定通知書(様式第4)によりその旨を当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者が補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した書面を市長へ提出して承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び進捗状況を記載した書面を市長へ提出してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業(別表に規定する長時間保育実施費、嘱託医報酬改善費及び一時的保育実施費に係るものを除く。)が完了したときは、半田市民間保育所運営費補助金実績報告書(様式第5)を市長へ提出しなければならない。

2 実績報告書の提出は、翌年度の4月15日までにを行うものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、半田市民間保育所運営費補助金請求書(様式第6)を市長へ提出しなければならない。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令、この要綱及び補助金の交付決定に付した条件又は市長の処分に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

- (3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (4) 実績額が交付決定額に比べて減少したとき。
- (5) 補助事業を市長の承認を得ず、計画変更、中止又は廃止したとき。
- (6) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関して不正行為があったとき。
- (7) 第17条の規定による指示に従わず、報告をせず又は虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(延滞金)

第15条 補助事業者は、補助金の返還について、これを納期日までに納付しなかったときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第19条第2項の規定に準じて算出した延滞金を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(財産処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得又は効用の増加した財産(取得価格又は効用の増加価格が単価50万円未満の設備及び備品を除く。)を市長の承認を受けないで処分してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15条)に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りではない。

- 2 補助事業者が前項の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、市長はその交付した補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることができる。

(検査等)

第17条 市長は、補助事業者に対して補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

- 2 補助事業者は、当該事業に係る収支を整理記帳し、その証拠書類・帳簿等を5年間保管しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月20日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月15日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第2条関係) 区分 補助金算出基準額 補助金の使途

区分	補助金算出基準額	補助金の使途
<p>1 配置強化職員費</p>	<p>半田市が定める保育士等配置基準のうち国の配置基準(公定価格(※)に算定されている配置職員を含む。)を除いた半田市独自の配置強化職員に係る人件費(半田市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第12号。以下「給与条例」という。)の規定により算定する任期付職員の給与の範囲内で市長が定める額及び社会保険等事業主負担金又は半田市パートタイム会計年度任用職員給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第24号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)の規定により算定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償の範囲内で市長が定める額及び社会保険等事業主負担金とする。)</p>	<p>補助対象職員の人件費とする。</p>
<p>2 長時間保育実施費</p>	<p>長時間保育実施費は、半田市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年半田市規則第15号。以下「施行細則」という。)第5条第1号の保育標準時間の認定を受けた子どもの利用時間の前後又は同条第2号の保育短時間の認定を受けた子どもの利用時間の前後に臨時保育士を雇用等して保育を実施した場合に要した人件費及び午後6時以降に保育を実施した場合に要した管理費(実雇用単価(会計年度任用職員給与条例の規定により算定する会計年度任用職員の報酬の額を上限とする。)×延べ長時間保育実施時間)－(保育標準時間認定の公定価格のうち人件費－短時間認定の公定価格のうち人件費)×標準時間認定の長時間保育利用児童数+通勤手当及び期末手当(会計年度任用職員給与条例の規定により算定する会計年度任用職員の費用弁償及び保育実施児童数×1,000円(管理費))</p> <p>ただし、認定子ども園については、上記補助基本額から長時間保育実施にかかる利用者負担額(半田市の延長保育料を下回る場合は半田市の延長保育料とする。)を控除した額とする。</p>	<p>長時間保育を実施するために必要な人件費及び管理費とする。</p>
<p>3 嘱託医報酬改善費</p>	<p>嘱託医報酬改善費は、民間保育所等で半田市が定める配置基準により嘱託医を配置した場合の報酬を支給額 (半田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和52年半田市条例第5号)別表に定める報酬の範囲内で市長が定める額)とする。年基本額+(加算額×当該年度定期健康診断受診児童数)</p>	<p>園医に支払う報酬とする。</p>
<p>4 一時的保育実施費</p>	<p>一時的保育実施費は、臨時保育士を雇用して一時的保育を実施した場合に要した人件費 常勤職員代替保育士等職員の雇用に必要な人件費及び管理費 (給与条例の規定により算定する任期付職員の給与の範囲内で市長が定める額及び社会保険等事業主負担金又は会計年度任用職員給与条例の規定により算定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償の範囲内で市長が定める額+社会保険等事業主負担金)+(延べ利用児童数×300円(管理費等))</p> <p>ただし、認定子ども園については、上記補助基本額から一時的保育実施にかかる利用者負担額(半田市の利用料を下回る場合は半田市の利用料とする。)を控除した額とする。</p>	<p>一時的保育を実施するために必要な人件費とする。</p>
<p>整備費</p>	<p>施設の最低基準を確保するために必要な危険防止設備・衛生設備等であって、市長が必要と認められた小規模の整備に要する経費の2分の1以内の額とする。</p>	<p>小規模整備の費用とする。</p>
<p>その他</p>	<p>市長が特に必要と認められた額とする。</p>	<p>保育所の健全な運営費用とする。</p>

(※) 特定教育・保育、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年3月内閣府告示第49号)に規定する公定価格をいう。

半 田 市 長 様

住 所  
 団体名  
 代表者

半田市民間保育所運営費補助金交付申請書

半田市民間保育所運営費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金区分

費

2 交付申請額

金

円

3 添付書類

	区分	添付書類
運営費	1 配置強化職員費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金等算出調書</li> <li>・配置強化職員の人件費見込調書</li> </ul>
	2 長時間保育実施費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早朝・延長保育実施状況表</li> <li>・保育士賃金支払報告書</li> <li>・給与支払明細書の写し</li> </ul>
	3 嘱託医報酬改善費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金等算出調書</li> <li>・嘱託医への支払い明細書の写し</li> </ul>
	4 一時的保育実施費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時的保育実施状況表</li> <li>・保育士賃金支払報告書</li> <li>・給与支払明細書の写し</li> <li>・利用申込書の写し（認定こども園のみ）</li> </ul>
整備費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金等算出調書</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長が必要と認める書類</li> </ul>

年 月 日

様

半田市長

印

半田市民間保育所運営費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました 年度半田市民間保育所運営費補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金区分 費
- 2 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

半 田 市 長 様

住 所  
 団体名  
 代表者

半田市民間保育所運営費補助金変更交付申請書

年 月 日付で交付申請した 年度半田市民間保育所運営費補助金について、下記のとおりに関係書類を添えて変更交付申請します。

記

1 補助金区分

費

2 変更交付申請額

金 円

当初交付決定額

金 円

差引額

金 円

3 添付書類

区分	添付書類
運営費	(1) 補助金等算出調書
1 配置強化職員費	(2) 配置強化職員の人件費見込調書
運営費	(1) 早朝・延長保育実施状況表
2 長時間保育実施費	(2) 保育士賃金支払報告書 (3) 給与支払明細書の写し
運営費	(1) 補助金等算出調書
3 嘱託医報酬改善費	
運営費	(1) 一時的保育実施状況表
4 一時的保育実施費	(2) 保育士賃金支払報告書 (3) 給与支払明細書の写し (4) 利用申込書の写し（認定こども園のみ）
整備費	(1) 補助金等算出調書
その他	(1) 市長が必要と認める書類



年 月 日

様

半田市長

印

半田市民間保育所運営費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更交付申請のありました 年度半田市民間保育所  
運営費補助金については、下記のとおり変更交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金区分 費
- 2 変更交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

半 田 市 長 様

住 所  
団体名  
代表者

半田市民間保育所運営費補助金実績報告書

年度半田市民間保育所運営費補助金について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金区分

費

2 交付決定額

金

円

3 添付書類

区分	添付書類
運営費 1 配置強化職員費	(1) 補助金等精算書 (2) 配置強化職員の人件費実績調書 (3) 配置強化職員へ支払った給与明細書の写し
運営費 3 嘱託医報酬改善費	(1) 補助金等精算書 (2) 嘱託医への支払い明細書の写し
整備費	(1) 補助金等精算書
その他	(1) 市長が必要と認める書類

半 田 市 長 様

住 所  
団体名  
代表者

半田市民間保育所運営費補助金請求書

年 月 日付けで交付決定がありました 年度半田市民間保育所運営費補助金  
について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金区分

費

2 交付決定額

金

円

3 既受領額

金

円

4 今回請求額

金

円